

社会福祉法人の大規模化・協働化等 について

1. 社会福祉法人の大規模化・協働化 について

社会福祉法人経営の特徴

【従来型社会福祉法人経営モデル】

手厚い施設整備費補助、
自己資金による施設整備

「一法人一施設」の指導

措置費による経営

- ①施設管理中心、法人経営の不在
- ②事業規模零細
- ③再生産・拡大生産費用は補助金と寄附
- ④画一的サービス

【社会福祉法人を取り巻く状況の変化】

介護保険法・障害者総合支援法等

三位一体改革、補助金改革

- 利用者によるサービス選択の自由化
- 多様な福祉ニーズ
- 株式会社、NPO等の多様な主体の参入
- 補助金・負担金の縮減、地方への税源移譲

法人単位での経営の必要性

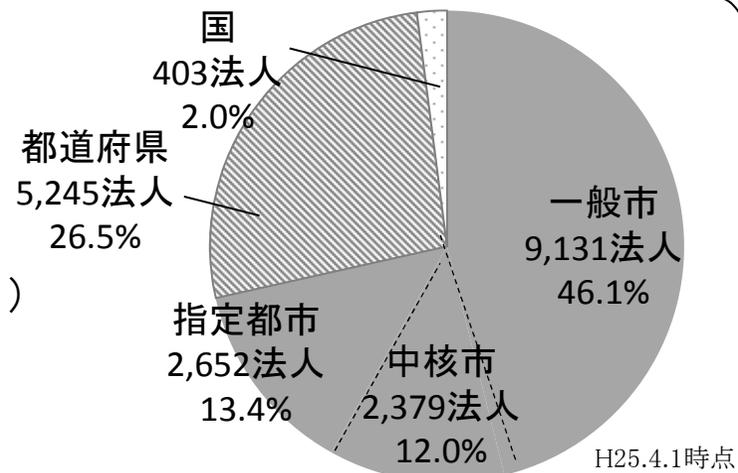
社会福祉法人の規模観①

1. 事業区域からみた規模観

■ 社会福祉法人については、事業区域が

- ① 一般市の区域内である場合・・・一般市
 - ② 中核市の区域内である場合・・・中核市
 - ③ 指定都市の区域内である場合・・・指定都市
 - ④ ①～③以外で都道府県の区域内である場合・・・都道府県
 - ⑤ 2以上の都道府県の区域にわたる場合・・・国(地方厚生局を含む。)
- が所轄庁となっている。

※都道府県所管には、事業区域が2市町村にわたる法人と1つの町村にとどまっている法人が存在する。

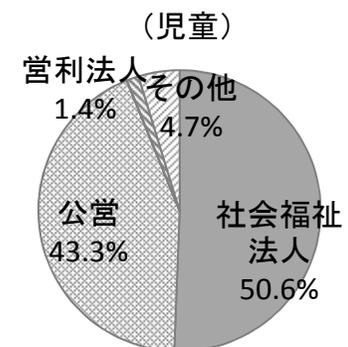
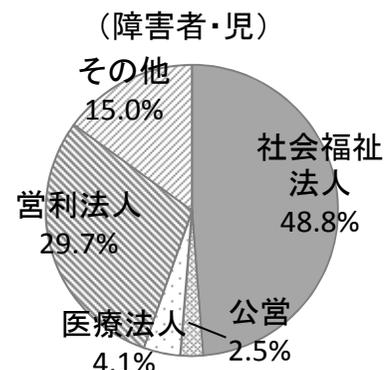
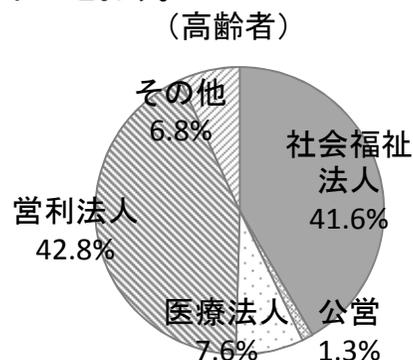
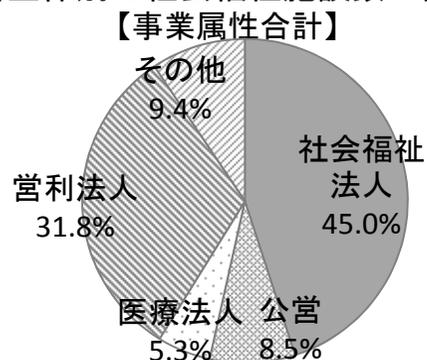


■ 全国社会福祉法人経営者協議会の調査(H22.3)によると、会員法人6,873法人のうち、約半数(3,469法人)が単数施設経営法人となっている。

1つの市の事業区域の法人が約7割

【参考】施設数

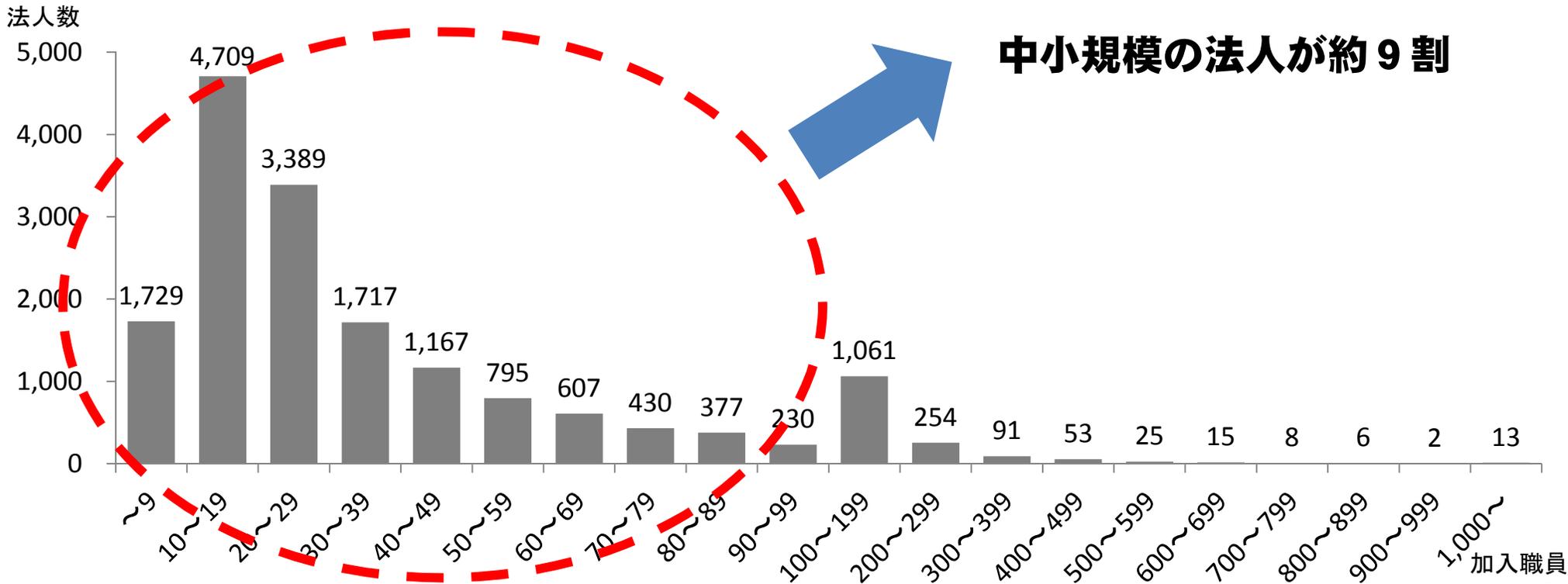
■ 経営主体別の社会福祉施設数の割合は以下のとおり。



社会福祉法人の規模観②

2. 職員数からみた規模観

- 福祉行政報告例によると、全国19,810法人のうち、社会福祉施設を経営する法人は17,346法人（H25.4.1時点）。
- 退職手当共済制度に加入している社会福祉法人は、16,678法人であり、加入職員100人未満の法人が約9割（15,150法人）を占めている。
- ※ 特別養護老人ホーム等については、加入が任意であるため、必ずしも「加入職員＝従業員」ではない。
- ※ 中小企業基本法では、サービス業（福祉等）における中小企業を従業員100人以下又は資本金5,000万円と定義している。



※福祉医療機構のデータを基に事務局にて作成。

法人の規模の差に着目した特徴と留意点

法人の規模	特徴	留意点
<p>大規模</p> <p>(例) 複数のエリアで活動する法人、複数の事業を展開する法人など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉ニーズに対応した柔軟な事業展開が可能。 ②法人内の資金の融通が可能 ③広範な人事異動が可能となり、職員のキャリア形成に寄与。定期的な人材募集が可能。 ④法人本部(統括部門)と施設(事業実施部門)の役割分担が図られ、統括部門の専門化が図られる。 ⑤業務効率化が図られる(IT化等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①意思決定に一定の時間を要する場合がある。 ②組織が大きくなるほど、法人本部が組織として機能するためのシステムが求められる。 ③ガバナンスがしっかりしていない場合、施設ごとの縦割りが生ずる。 ④権限委譲が十分されていないと、特定の地域に固有のニーズにきめ細かく対応しづらい。 ⑤各事業が提供するサービスの統一的管理が必要。
<p>小規模</p> <p>(例) 単一のエリア内で活動する法人、単一の事業を実施する法人、少人数を対象とした事業のみ行う法人など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①意思決定が迅速。 ②事業所の所在する地域に特化したサービスをきめ細かく提供することが可能。 ③法人(事業所)全体の一体感が醸成されやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービスを多様に展開する際に制約がある。 ②人事異動の幅が限られ、職員のキャリア形成に限界がある。定期的な人材募集が難しい。 ③経営組織の牽制機能が働かない場合、理事長の専横となるおそれがある。 ④法人本部と事業所に境がなく、法人としての意識が希薄になる傾向。

社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）

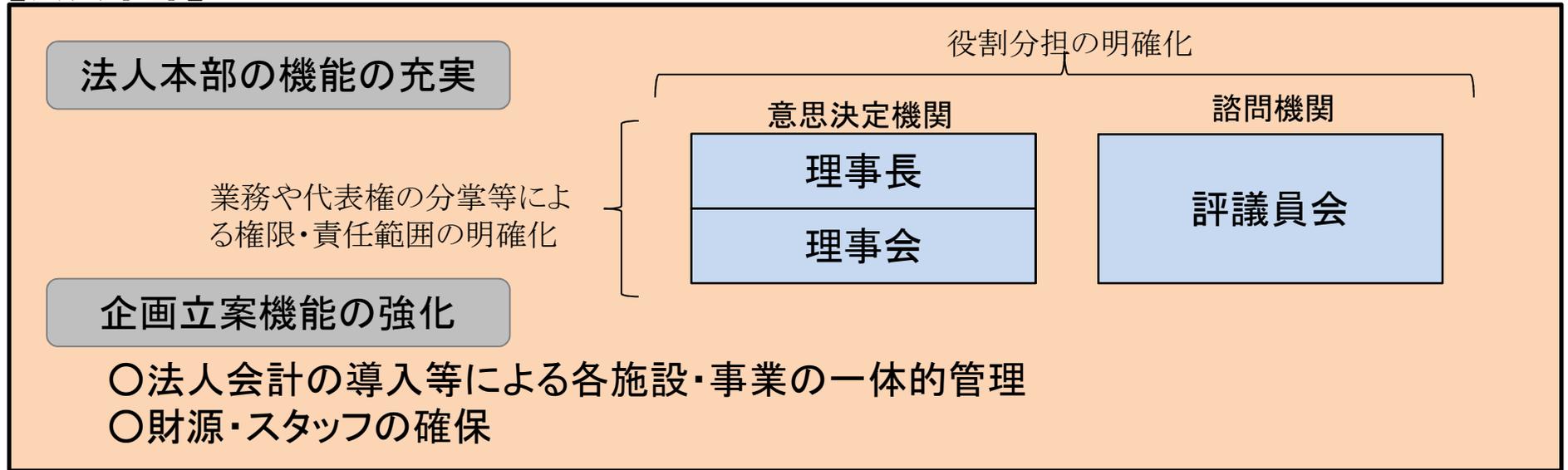
Ⅲ 改革の具体的内容 1 社会福祉事業の推進 (2) 社会福祉法人

② 経営

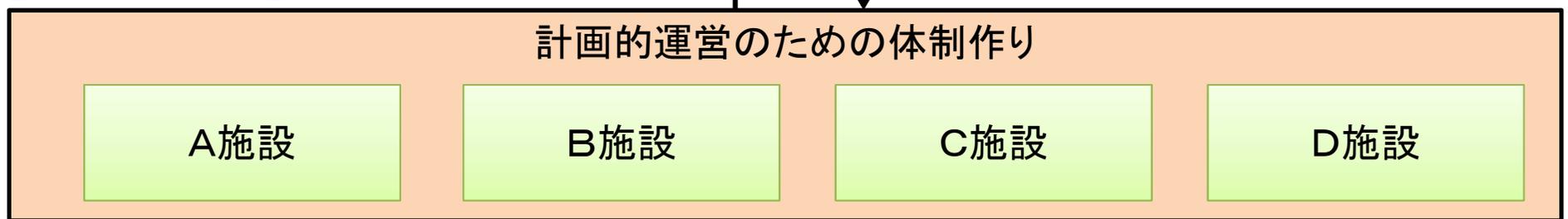
- 法人経営については、法人単位での経営を可能にする条件を整備する必要がある。
このため、例えば、現行の措置制度の下で行われている本部会計と施設会計との厳格な区分を撤廃し、会計間の資金移動を弾力化することや、施設整備のための積立金や引当金を認めることも考えられる。
また、会計制度についても、適正な経営管理が可能となるようなものに改める必要がある。
- 社会福祉法人の経営規模は、一法人一施設のように零細な場合が多い。一法人一施設では、経営基盤が脆弱であり、人事管理上も問題があるので、法人の経営規模の拡大を可能とする方策をとる必要がある。
また、人事交流、情報交換など社会福祉法人間の連携を図ることも必要である。
- 社会福祉法人の自律性を高めることにより、社会福祉事業の拡大や公益事業、収益事業なども含めた多角的な事業の積極的展開を可能とする必要がある。その上で、外部監査の導入や経営情報の開示などの自主的な取組を促進することにより、適正な事業運営を確保する必要がある。

法人運営の強化イメージ

【法人本部】



【各施設・事業】



【第三者】

財務諸表の公表

利用者等第三者に対する経営の透明性の確保

(注)「社会福祉法人の経営に関する検討会報告書」(平成12年7月12日)の参考資料を基に事務局にて作成。

「社会福祉法人経営の現状と課題」 (社会福祉法人経営研究会報告) における方向性

1 基本的方向性ー「施設管理」から「法人経営」へー

- 前章で述べたように、1990年代以降、社会福祉の分野においては、「地殻変動」とも言える大きな経営環境の変革があった。
- このような環境の変化に対応する社会福祉法人経営は、これまでのような「施設管理」に代わり、「法人単位の経営」となる。

2 「法人単位の経営」に向けて (規模の拡大)

- 一つには、経営を効率化し、安定化させるためには、法人全体でトータルとして採算をとっていくことが不可欠である。
- そのためには、従来のような「一法人一施設」を基礎とした規模ではなく、複数の施設・事業を運営し、多角的な経営を行える＝「規模の拡大」を目指すことが有効な方策として考えられる。
- このことは、地域のニーズに対応して柔軟な事業展開を行うことや、職員に多様なキャリアアップの機会を与え、一生涯働けるような職場とすることにもつながる。
- ただし、すべての法人がこのようなモデルとなることは、現実的ではなく、適当でもない。例えば、地域住民からの寄附やボランティアへの参画、自治体の財政支援等により支えられ、地域ニーズに柔軟に対応する小規模法人という選択肢を否定するものではない。
- なお、「規模の拡大」を図るためには、既存法人間の合併や事業譲渡を推進することも考えられるが、これらが困難な場合には、小規模法人がその経営上の弱みを克服する方策として、法人同士が連携・共同し、研修や調達等で協業化を行うことにより経営の効率化、サービスの向上を図ることも考えられる。

社会福祉法人制度に対する主な指摘

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

- ・ 質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

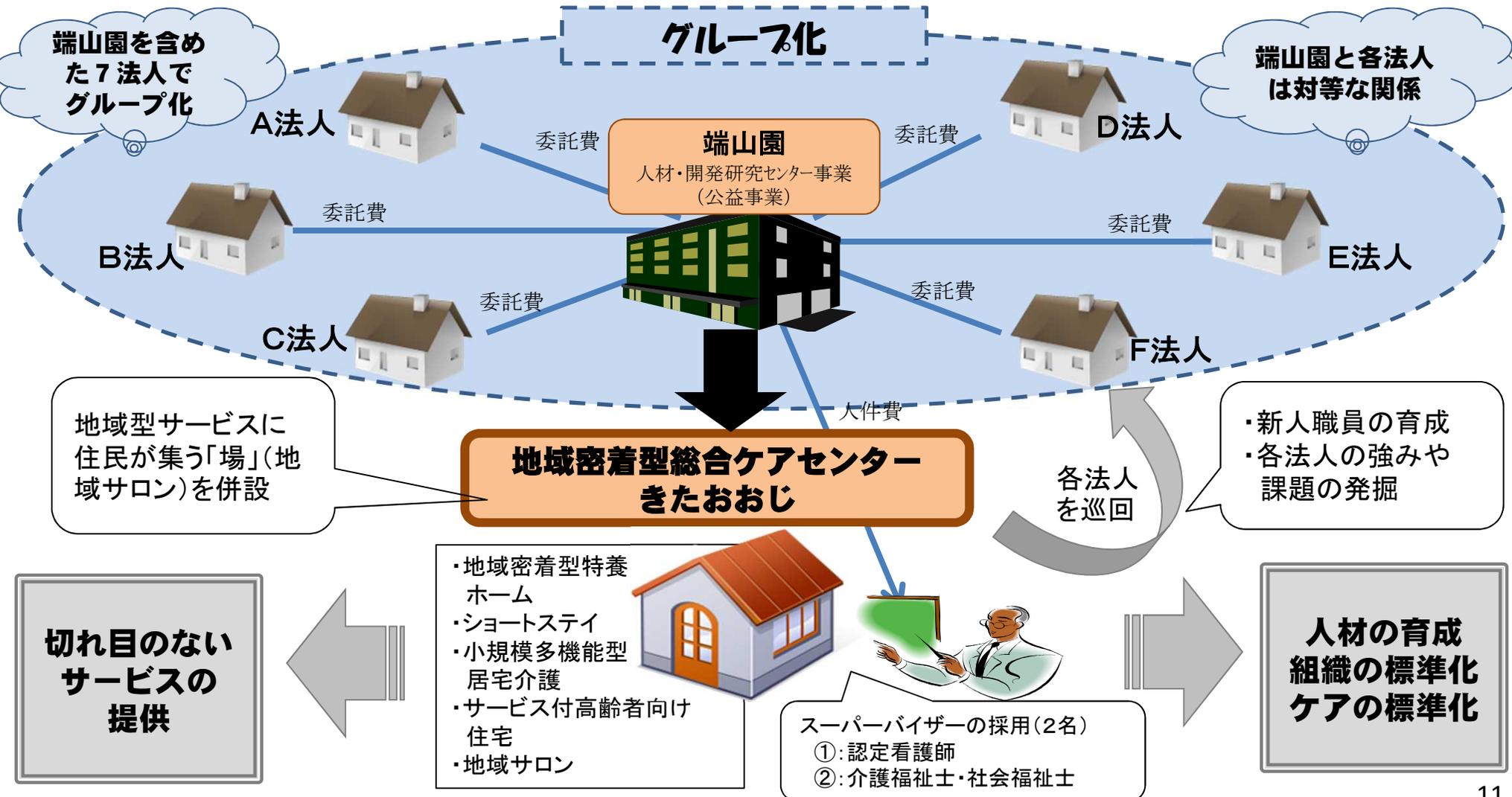
社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・ 医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討することが必要。
- ・ 特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

複数の法人からの拠出金による人材育成の取組事例(京都府:(福)端山園)

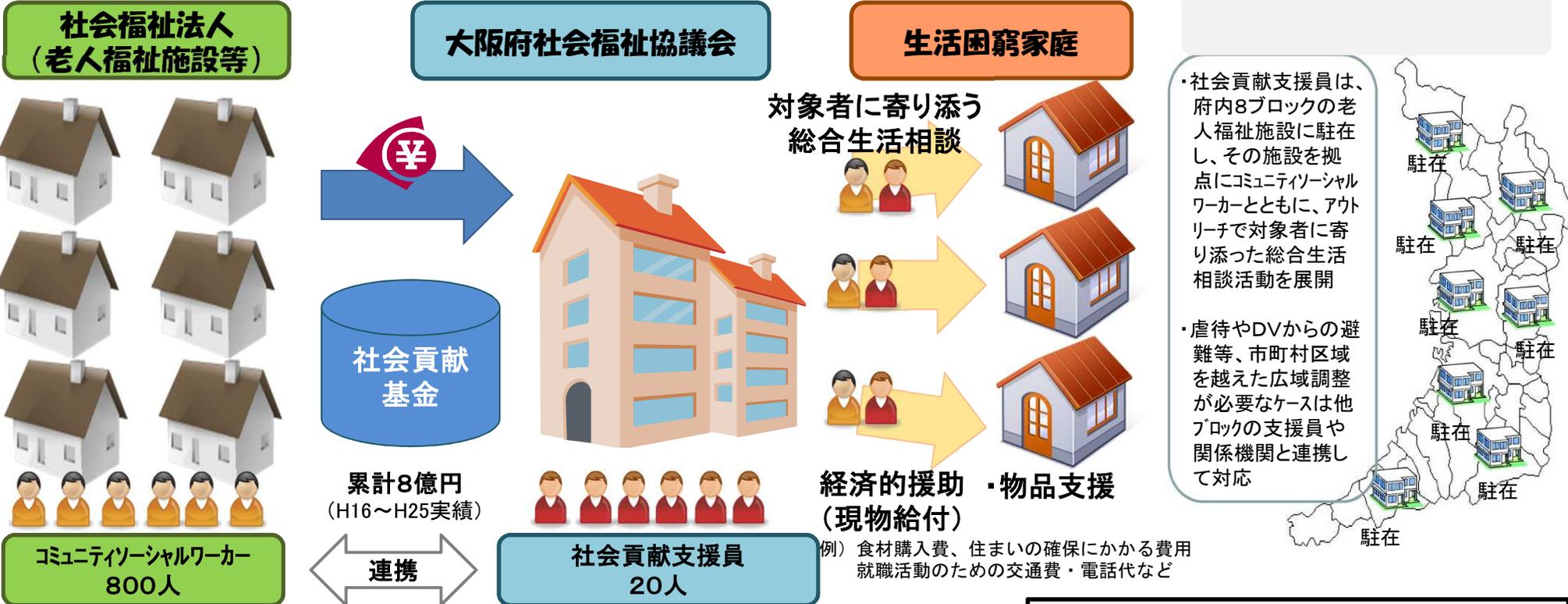
- 社会福祉法人端山園(京都府)を中心として、複数の社会福祉法人が連携し、「地域密着型総合ケアセンターきたおおじ」を開設。
- きたおおじでは、地域密着型特養ホームなどとともに、地域の人々が集う「場」である地域サロンを併設。共同でスーパーバイザーを確保し、人材育成や組織の標準化を図る。



(注) 第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会(平成25年10月28日)資料1より

制度の狭間の生活困窮者に対する複数の法人による相談支援等の取組事例 (大阪府社会福祉協議会)

- 大阪府社会福祉協議会・老人施設部会が生活困窮者を対象に「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」を実施(H16～)
- 各老人福祉施設に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと大阪府社協に配置された社会貢献支援員が連携し、ワンストップ、アウトリーチによる生活困窮者に寄り添った総合生活相談と緊急時の食材購入など現物給付による支援を実施。
- 大阪府社会福祉協議会保育部会では、保育園に「地域貢献支援員(スマイルサポーター)」を配置して総合相談に対応しており、老人福祉施設や保育園だけでなく、大阪府内全ての社会福祉法人(施設種別)による事業展開に向けて準備をすすめている。
- 平成25年度から神奈川県でも同様の事業がスタート。関東圏をはじめ全国各地へとひろがっている。



～生活困窮者に寄り添い、制度の狭間を埋め、既存の制度につなぐ～

- 対象者に寄り添う総合生活相談(既存制度へのつなぎ、自立支援)
- 緊急的な経済援助(概ね10万円を限度とした食材支援等の現物給付)
- 地域住民からの寄付物品(生活家電・日用品等)を活用した物品支援

実績(H16～25)
30,000件以上
5,000世帯以上
1,000件以上

◆幅広い年齢層(10～80歳代)の失業・DV・精神障がい…など様々な生活困窮を支援

◆社会福祉法人(施設)の資源・専門性を活用した支援を展開(孤立防止のための地域の居場所・拠りどころの提供、自立に向けた就労訓練、資格取得支援…など)

(注) 第2回社会福祉法人の在り方等に関する検討会(平成25年10月28日)資料1より

社会福祉法人の規模拡大に向けた選択肢

- 社会福祉法人が規模を拡大していくとした場合、その方法については、①法人が多角的な経営を行うための本部機能の強化、②合併・事業譲渡、③複数法人による協働化があるのではないかと。
- なお、平成12年の社会福祉基礎構造改革において、地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するため、小規模通所授産施設やホームヘルプ事業（※障害者自立支援法、障害者総合支援法のもとで新体系に移行）を行う社会福祉法人の設立のための資産要件を大幅に引き下げていること（1億円→1千万円）に留意を要する。

これまでの取組	今後の取組として考えられるもの
<p data-bbox="64 668 488 715">【法人間での取組み】</p> <div data-bbox="105 772 596 851" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #e0ffe0; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="192 789 509 836">合併、事業譲渡</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="126 886 592 1072">○ 「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」（社会福祉法人経営研究会）を周知（平成20年3月）。 <li data-bbox="126 1105 609 1290">○ 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等（平成26年度概算要求） <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="136 1219 609 1290">・ 社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援 	<p data-bbox="671 668 1096 715">【法人内での取組み】</p> <div data-bbox="824 758 1473 893" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #e0ffe0; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="847 803 1272 851">本部機能の強化(①)</p> </div> <hr/> <p data-bbox="671 968 1096 1015">【法人間での取組み】</p> <div data-bbox="839 1029 1479 1179" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #e0ffe0; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="864 1075 1272 1122">合併、事業譲渡(②)</p> </div> <div data-bbox="839 1208 1682 1358" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #e0ffe0; padding: 10px; text-align: center;"> <p data-bbox="864 1260 1562 1308">複数の法人による協働化(③～⑤)</p> </div>

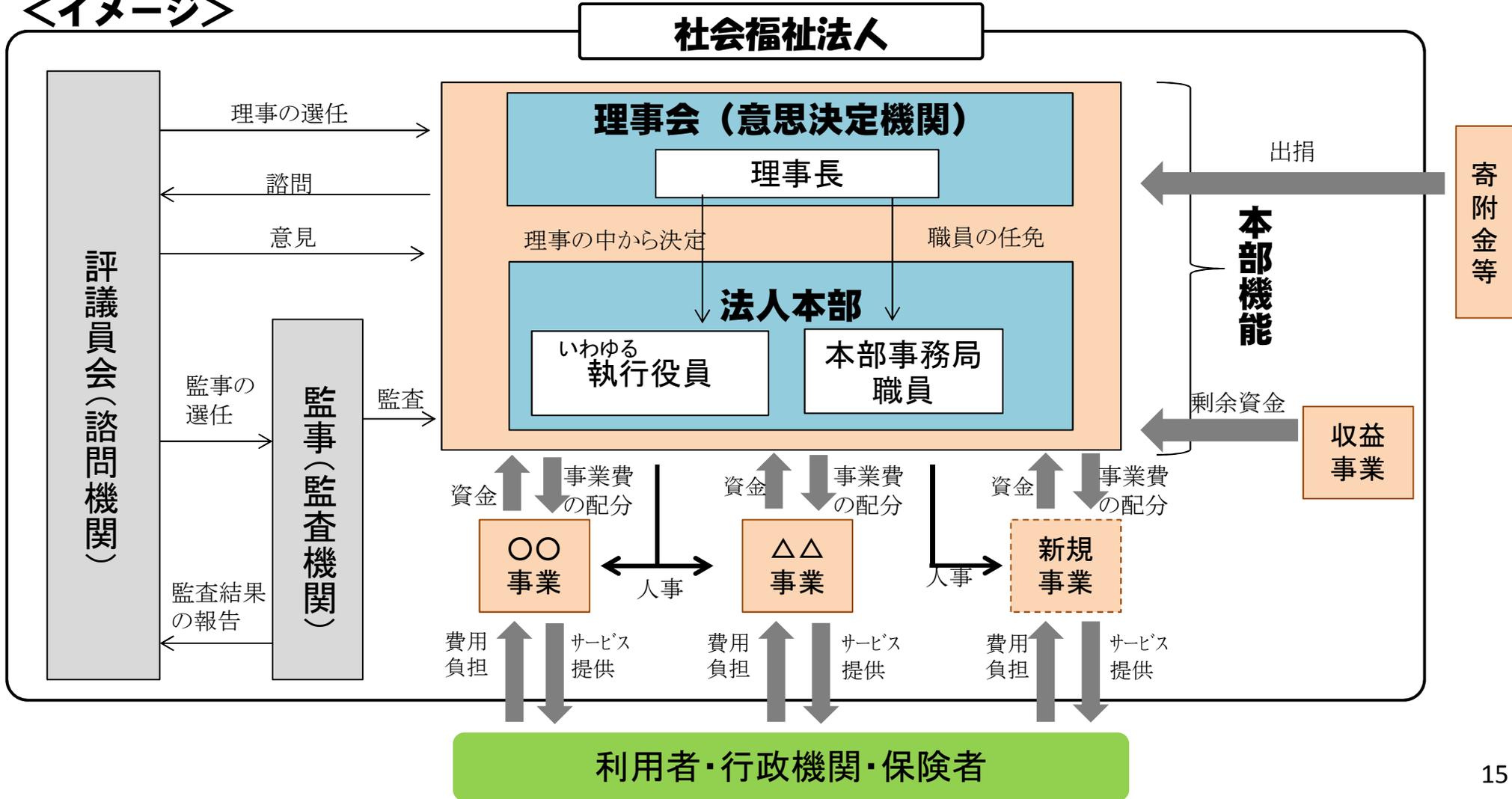
社会福祉法人の設立のための資産要件

法人類型	資産要件	根拠
施設を経営する法人	原則、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 ただし、都市部等土地の取得が困難な地域では、土地に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けても差し支えない。 ※すべての不動産が貸与又は使用許可を受けている場合には、1,000万円以上の資産を基本財産としなければならない。	社会福祉法人審査基準 (局長通知)
施設＋在宅を実施する法人	同上	同上
在宅のみを実施する法人	原則、1億円以上の資産を基本財産として有しなければならない。	同上
小規模通所授産施設、ホームヘルプ事業(障害者自立支援法、障害者総合支援法のもとで新体系に移行)等の経営を目的として法人を設立する場合	1,000万円以上の資産を基本財産として有しなければならない。 ただし、1都道府県の区域内で事業を実施すること、当該事業と併せて行うことができる事業の範囲に制限がある等の要件が存在する。	個別通知(局長通知)
社会福祉協議会	300万円以上の資産を基本財産として有しなければならない。 ただし、市町村社会福祉協議会は、一定の緩和措置がある。	審査基準(局長通知)
共同募金会	300万円以上の資産を基本財産として有しなければならない。	同上
社会福祉事業団	都道府県が設立する場合は1,000万円以上、指定都市が設立する場合は500万円以上、その他の市が設立する場合は300万円以上、当該地方公共団体が出資すること。	個別通知(局長通知)

①本部機能の強化について

- 社会福祉法人の法人本部が、各事業の剰余金やその他の独自財源、人事権等を用いることで、不採算部門への充当や新規事業の立ち上げなどを行うことにより、多角的な事業展開(地域のニーズに対応した事業展開を含む。)を行うことができるのではないか。

<イメージ>



②合併、事業譲渡について

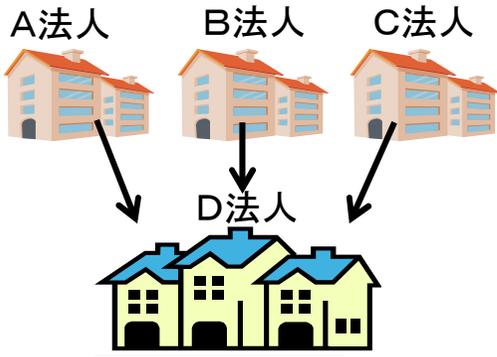
○ 社会福祉法人のサービス提供機能や専門性の強化として、合併や事業譲渡の方法があるが、法人単位での機能強化についてはどのような方法が考えられるか。

・合併認可の状況・・・平成24年度17件、平成23年度11件、平成22年度38件。事業譲渡の件数は不明。

合併について

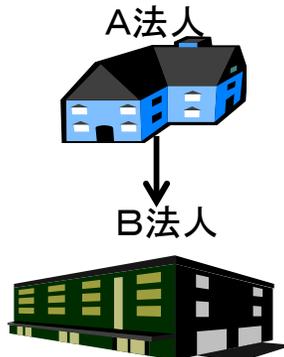
■複数の社会福祉法人が、1つの社会福祉法人に合併することができ、新設合併と吸収合併の方法がある。

<新設合併>



※A、B、C法人はD法人の設立と同時に消滅

<吸収合併>



※A法人は合併と同時に消滅

※主な手続の流れ

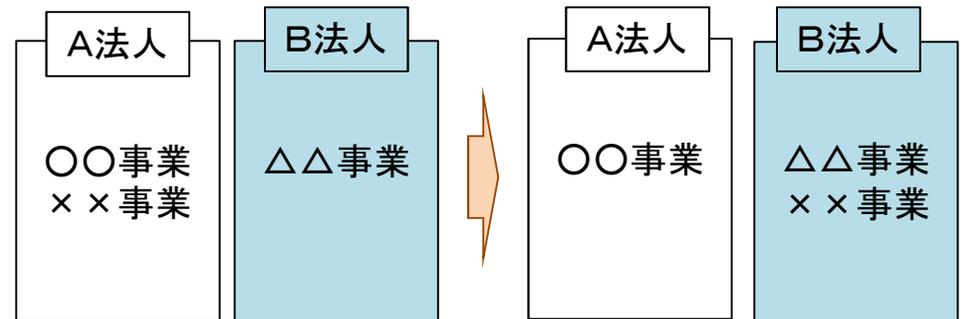
- ①合意形成(法人間での事前協議、理事会及び評議員会での議決(法第49条)等)
- ②合併契約
- ③合併後の役員選任
- ④新設合併の場合・・・新たな定款の作成・議決
- ④吸収合併の場合・・・定款変更案の作成・議決

- ⑤所轄庁への合併認可申請等(法第49条等)
- ⑥登記手続(組合等登記令第9条等)
- ⑦規程等の整備
- ⑧職員の処遇の検討
- ⑨利用者等への説明

事業譲渡について

■社会福祉法人が運営する事業に関する財産を他の社会福祉法人に譲渡することができる。

(例)



※主な手続の流れ

- ①合意形成(法人間での事前協議等)
- ②事業譲渡契約
- ③定款変更案の作成・議決
- ④所轄庁への基本財産処分承認申請

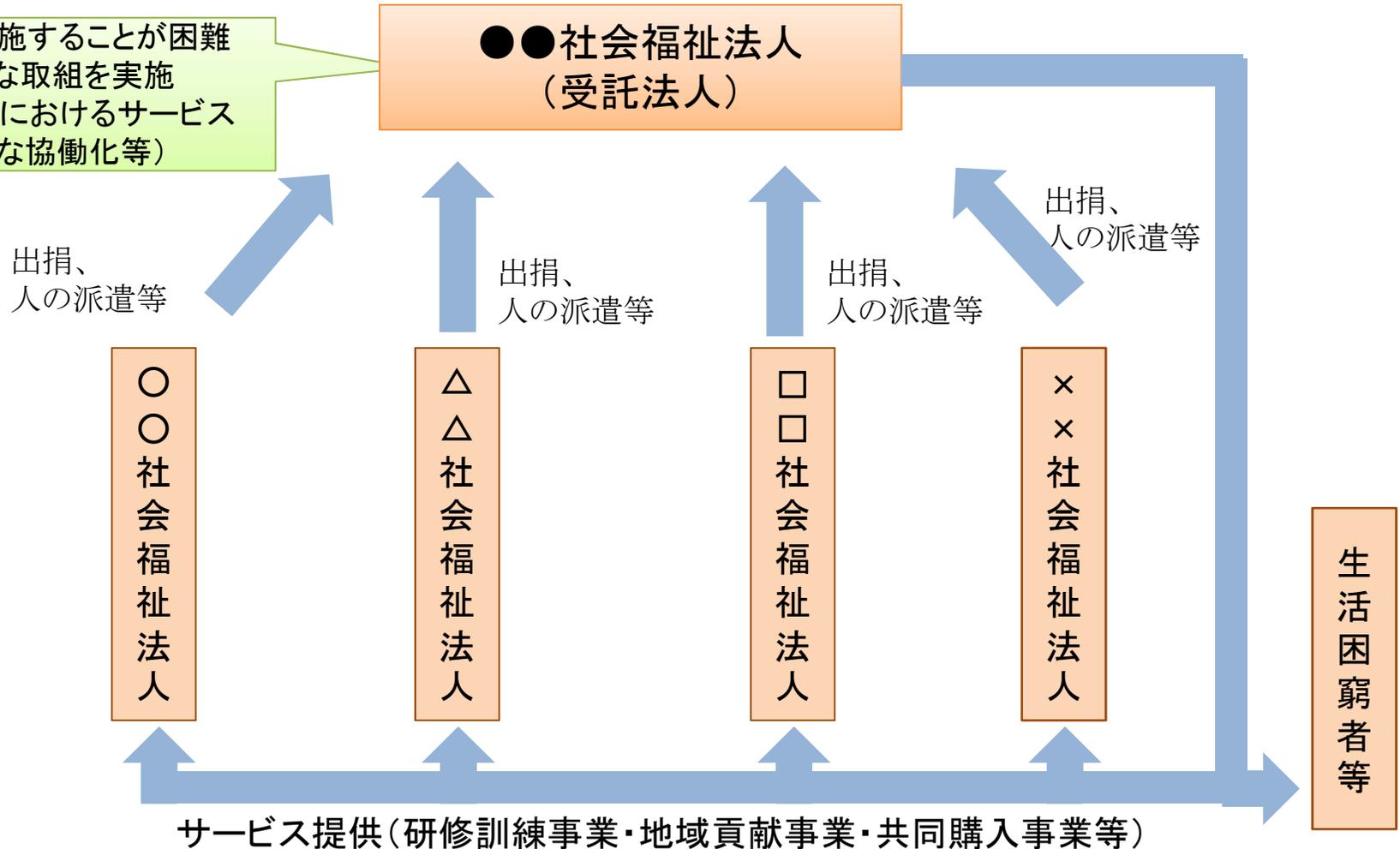
- ⑤所轄庁への定款変更申請、施設廃止・設置届出(法第43条等)
- ⑥規程等の整備
- ⑦職員の処遇の検討
- ⑧利用者等への説明

③ 複数の法人による協働化について（資金関係）

- 法人単独では実施することが困難な事業や非効率な事業、地域におけるサービス展開に協働化して実施することが有益と考えられる事業を、複数の法人が活動資金等を出し、他の社会福祉法人に委託して、実施することが考えられるのではないか。

<イメージ>

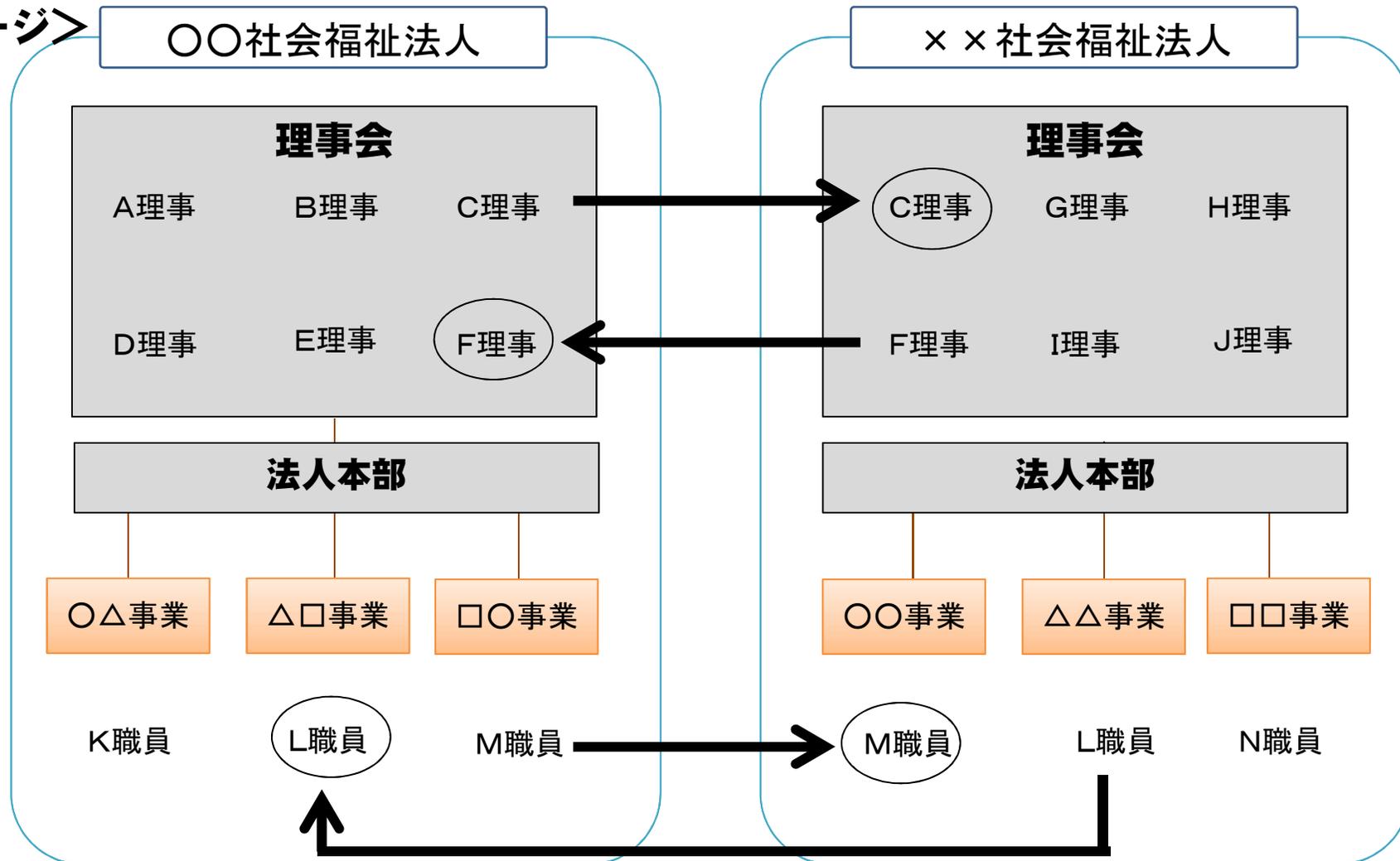
単独法人では実施することが困難
又は非効率な取組を実施
(人材育成、地域におけるサービス
展開に有益な協働化等)



④複数の法人による協働化について（役職員の人事交流）

- 複数の社会福祉法人において、役職員が人事交流することによって、異なる社会福祉法人間の事業の共同実施、連携の強化、キャリアパスの構築など一体的な取組を推進できるのではないか。

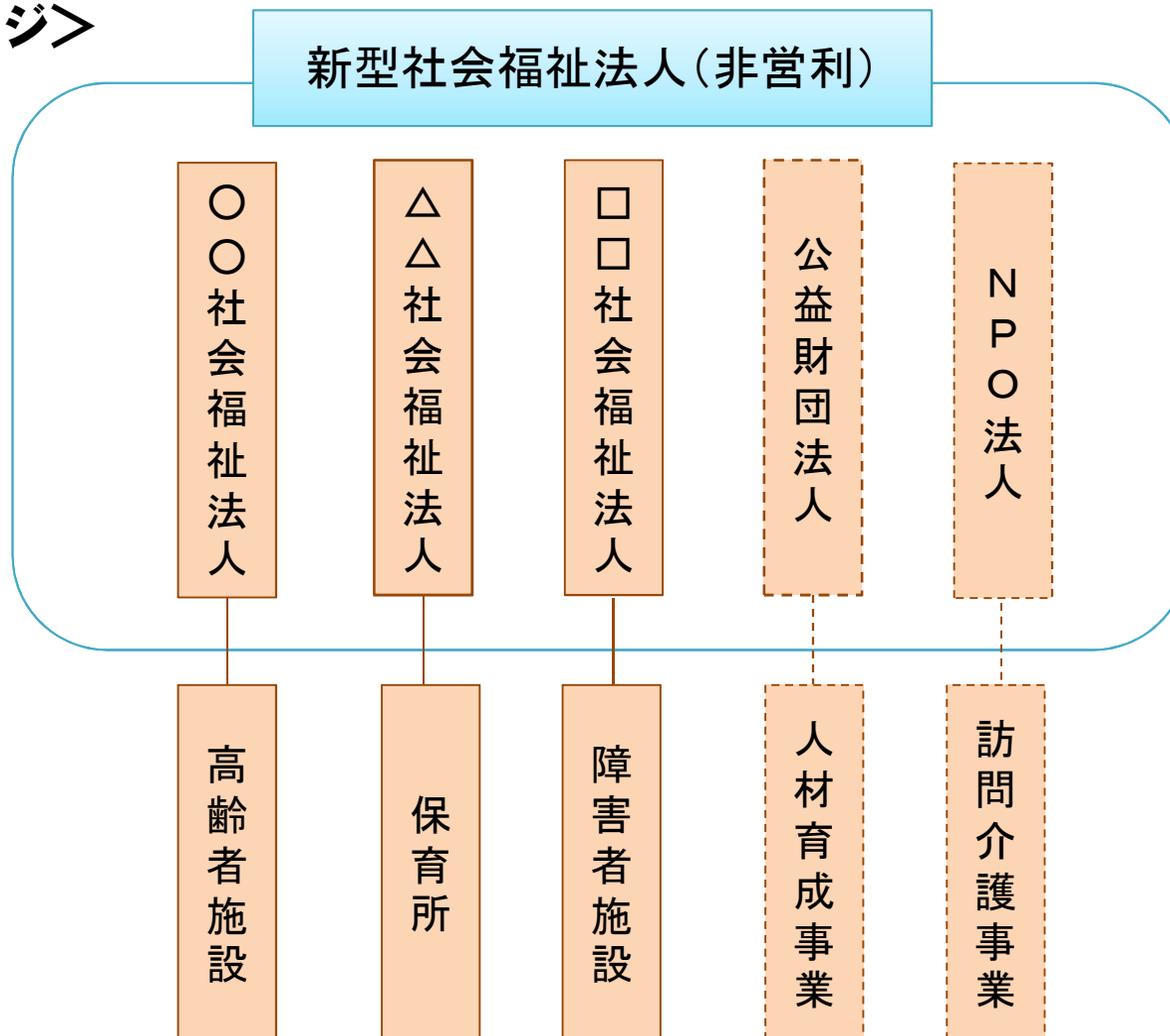
<イメージ>



⑤ 複数の法人による協働化について（社団的な連携）

- 例えば、非営利性の高い複数の法人（社会福祉法人以外の法人を含む）が、社団型社会福祉法人（イメージ）の社員となるなどにより、社会福祉事業の展開や地域貢献を実施するための強化を図るため、一体的に連携・協働する仕組みは考えられないか。

<イメージ>



2. 社会福祉法人の事業実施に要する 資金調達について

社会福祉法人の資金調達について

社会福祉法人の事業実施においては、①施設建設のための費用、②サービス実施のための費用がかかる。①については、かつては、国・都道府県による公的補助で3/4を賄い、残る1/4は自己負担(福祉医療機構による融資あり。)とされてきた。②については、主に運営費等で賄われている。

1. 施設建設等にかかる費用について

○ 施設整備補助金・交付金

- ・ 平成17年度の三位一体の改革によって、「社会福祉施設等施設整備負担(補助)金」が、「負担(補助)金」と「交付金」に再編され、それ以外の部分は地方公共団体に税源移譲。国庫補助額は大幅減。
- ・ 「負担(補助)金」と「交付金」は、従前の個別施設ごとに助成する仕組みから、各地方公共団体が作成する整備計画に対し、国が交付金を出す仕組みに変更。
- ・ これによって、3/4補助という固定的な補助率の概念がなくなり、各地方公共団体が交付金の範囲内での弾力的に補助を行うようになっている。

○ (独)福祉医療機構による融資

- ・ (独)福祉医療機構において社会福祉法人の自己負担分に対する長期・固定・低利の政策融資を実施(限度額あり)。
(民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、協調融資(併せ貸し)制度も実施。)

2. サービス実施にかかる費用について

○ 運営費

- ・ 介護報酬や自立支援給付費
- ・ 措置費や保育所運営費
- ・ その他の補助金

○ (独)福祉医療機構による融資

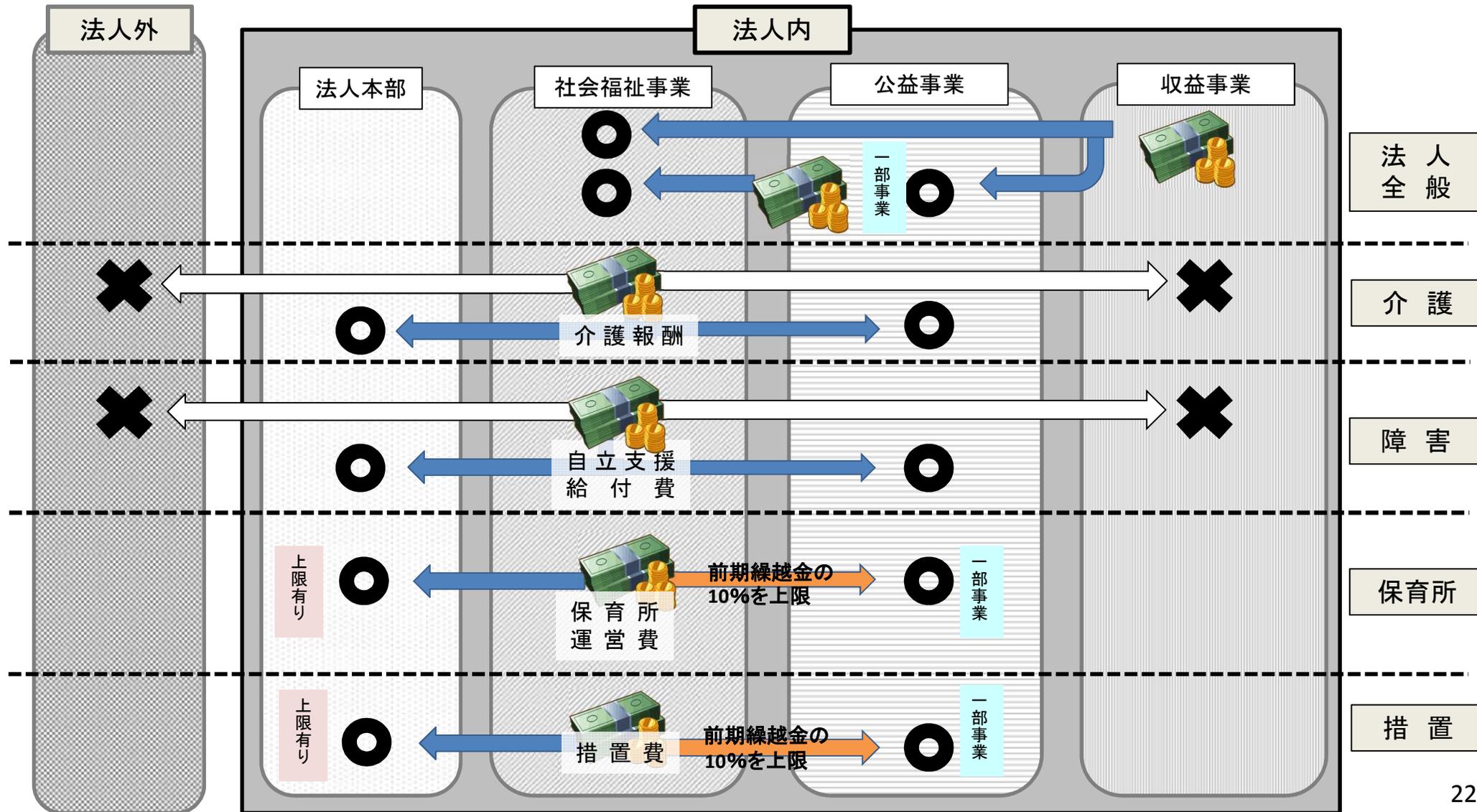
- ・ (独)福祉医療機構において経営資金の融資を実施。
- ・ 地域貢献事業の実施や合併時における資金の融資について、厚生労働省において平成26年度予算要求中(事項要求)。

3. その他

○ 寄附、民間金融機関からの融資、ヘルスケアリートの活用等

報酬、運営費等の社会福祉法人内部での取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。



(参考)

		一般会計(社会福祉事業+本部)					公益事業会計への繰入	収益事業会計への繰入	法人外支出	
		人件費・事業費・管理費各区分間の充当	施設整備等の借入の償還	積立金の積立	他の社会福祉事業への繰入	法人本部への繰入				[参考]前期末支払資金残高の使用が認められる範囲
利用契約	介護老人福祉施設(介護報酬)	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲(※9)									
利用契約	指定障害者支援施設(自立支援給付費)	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲(※9)									
選択利用	保育所(保育所運営費)	△ (※2【条件2】)	△ 民改費加算相当額を限度 (※3【条件3】) 運営費の3か月分を限度 (※4【条件4】)	△ ・人件費積立金 ・修繕積立金 ・備品等購入積立金(※2【条件2】) 上記に加えて、 ・保育所施設・整備積立金(※3【条件3】)(※8) ・人件費積立金 ・保育所施設・整備積立金(※4【条件4】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※4【条件4】)	①当該施設の運営費の補填 ②法人本部の運営費 ③社会福祉事業等 ④事業規模の小さい一体的公益事業及び介護保険法に定める居宅介護支援及び訪問入浴介護等	△ 保育所と一体的に運営される事業規模の小さい公益事業等(※7)	×	×
措置	措置施設(措置費)	○	△ 民改費加算相当額を限度 (※1【条件1】)	△ ・人件費積立金 ・施設整備等積立金 (※1【条件1】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	△ 運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度 (※1【条件1】)	同上	△ 社会福祉施設と一体的に運営される事業規模の小さい公益事業等(※7)	×	×

○は使途に制限なし。△は限度額又は条件あり。×は不可。

- (※1【条件1】) 適正な法人・施設運営の確保等、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施
- (※2【条件2】) 適切な、施設運営・人件費運用・給食や日常生活・児童の処遇、役職員の資質の向上の取組を実施
- (※3【条件3】) 【条件2】の取組に加え、延長保育等の取組を実施
- (※4【条件4】) 【条件3】の取組に加え、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施(※5)
- (※5) 【条件4】を満たす場合、子育て支援事業への充当が可能

(※6) 前年度措置費及び保育所運営費収入の30%以下

(※7) 繰越金の10%を限度

(※8) 積立金は、当該年度分については民改費加算相当額を限度

(※9) 居宅サービスや、指定障害者支援施設等の事業への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で可

(※10) 社会福祉事業と一体的に実施している公益事業は、社会福祉事業会計と一体的に会計処理を行うことが認められている。

社会福祉法人全般

- ① 社会福祉法(以下、「法」という。)第26条に規定する収益事業の収益を充てることのできる公益事業(社会福祉法施行令第4条、平成14年厚生労働省告示第283号、平成19年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)
 - 社会福祉事業
 - 法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第9号までの事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人(政令で定めるものにあつては10人)に満たないもの[法第2条第4項第4号]
 - 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設経営事業
 - 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士養成施設経営事業
 - 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、老人保健福祉局計画課、児童家庭局企画課長連名通知)において例示している事業
- ② 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)により、公益事業又は収益事業により生じた剰余金又は収益の用途を限定
 - 公益事業における剰余金については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にのみ充当
 - 収益事業における収益については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当
- ③ 法人外への支出
 - 用途(充当先)を限定しているため、これまでの間、明文化はされていないが、公益事業から収益事業及び法人外への支出、収益事業から法人外への支出は禁止しているという取扱い

介護関係

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付厚生省老人保健福祉局長通知)により、介護報酬の用途制限は原則ないが、例外として、

- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等
- については充当を禁止

障害関係

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)により、自立支援医療費を除く自立支援給付費の用途制限は原則ないが、例外として、

- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等
- については充当を禁止

保育所関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日付厚生省児童家庭局長通知)により、当該年度の運営費については、使途範囲を限定しており原則資金の移動を制限

し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、

- 公益事業の運営に要する経費への繰り入れを当該施設の前年度繰越金の10%を上限
- 同一法人が設置する子育て支援事業を除く公益事業のうち小規模であって保育所運営と一体的な運営を行う事業及び介護保険法に規定する指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

について充当を容認

② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、これまで法人外への支出は認めていない

措置施設関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)により、当該年度の運営費等については使途範囲を限定し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、

- 公益事業への充当を当該施設の前年度繰越金の10%を上限
- 同一法人が運営する公益事業のうち小規模であって社会福祉施設運営と一体的な運営を行う事業及び介護保険法に規定する指定居宅サービス事業等の運営に要する経費について充当を容認

② 法人外への移動

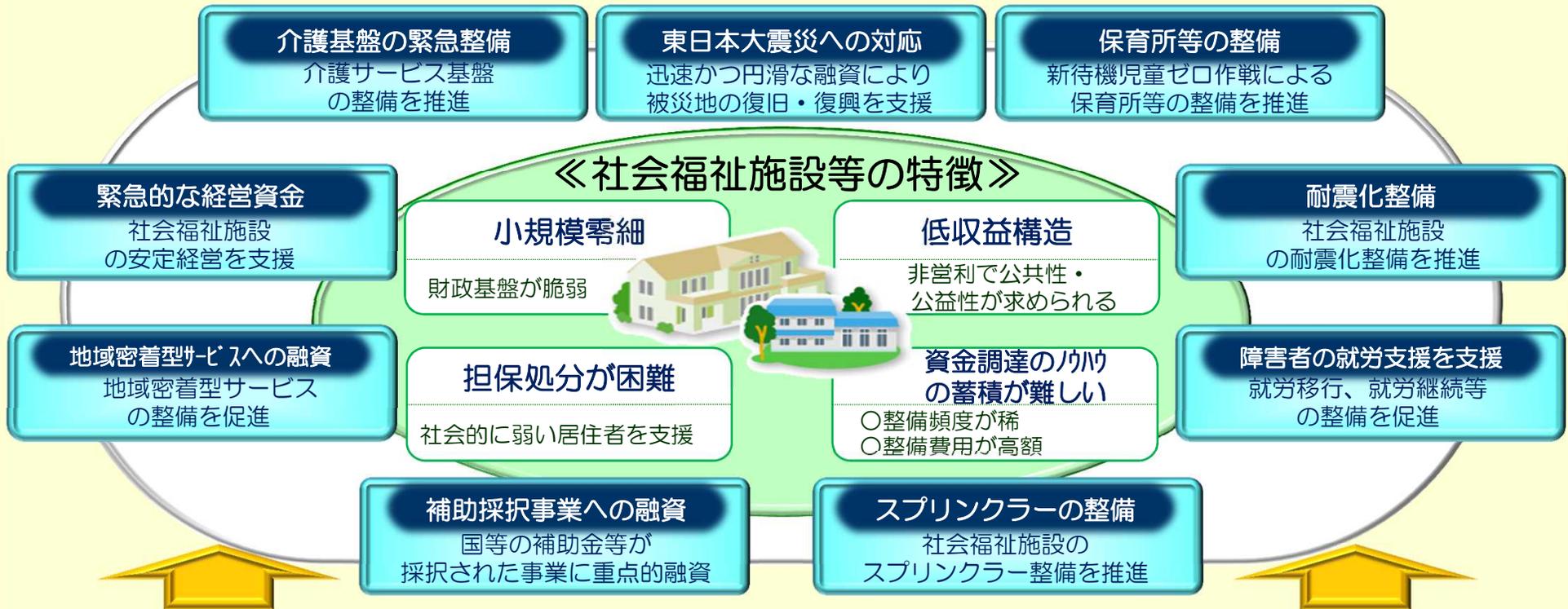
明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、これまで法人外への支出は認めていない

(独) 福祉医療機構の実施する政策融資 (福祉貸付事業)

福祉医療機構の福祉貸付事業は、国の福祉政策に即して社会福祉法人など民間の社会福祉事業施設等に対し長期・固定・低利の融資を提供すること等により、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を支援している。

※融資額の算定式 (基準事業費－法的・制度的補助金)×融資率＝融資限度額

社会福祉施設の特徴と福祉医療機構における主な支援の内容



寄附金の取扱いについて

- 寄附金を支出した場合、寄附をした者(個人、法人)には、税制上の優遇措置が講じられている。
- なお、受け取る側の社会福祉法人は、法人税、事業税等につき、収益事業以外からの所得について課税されない。

寄附税制の概要(国税)

寄附金の区分	国・地方公共団体に対する寄附金 <例> 公立高校 公立図書館 など	指定寄附金 公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの <例> 国宝の修復 オリンピックの開催 共同基金会が行う赤い羽根の募金 私立学校の教育研究等 国立大学法人の教育研究等 など	特定公益増進法人に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの 【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
寄附をした者の取扱い				
所得税	所得控除	控除限度額: 寄附金 [*] - 2千円 ※総所得の40%を限度		
	税額控除	なし	控除限度額: (寄附金 [*] - 2千円) × 40% ※総所得の40%を限度 (所得税額の25%を限度) (注1)	
法人税	全額損金算入		以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2 (注2)	
相続税	国、公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税 (注3)			

- (注1) 特定公益増進法人の中で所得税の税額控除の対象となるのは、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人のうち、一定の要件（パブリック・サポート・テストや情報公開の要件）を満たすものに限られる。
- (注2) 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて(資本金等の額の0.25% + 所得金額の2.5%) × 1/4を限度として損金算入される。
- (注3) 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。
- (注4) 財務省ホームページから転載

個人が社会福祉法人に寄附を行った場合の税額控除制度について

制度の概要

- 次の要件を満たす社会福祉法人に対して、個人が寄附を行った場合、その寄附金額は従来の所得控除に加え、新たに導入された税額控除のいずれかを選択適用することが可能となった。
 - ・ 要件1：認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サービス・テストと同等の要件（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上）
 - ・ 要件2：認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件（事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等）

<所得控除の場合>

寄附金額（所得の40%が限度） - 2千円
を所得から控除

または

<税額控除の場合>

（寄附金額 - 2千円） × 40%
を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

※平成23年分以後の所得税について適用

税額控除対象法人数

	法人数	税額控除の対象法人数	
			うち絶対値基準(※)
全体	19,810 (H25/3/31)	472 (H25/4/1)	449 (H25/4/1)
国所管	403 (H25/3/31)	35 (H25/4/1)	32 (H25/4/1)
地方所管	19,407 (H25/3/31)	437 (H25/4/1)	417 (H25/4/1)

(※) H23年度税制改正により、PST基準について、

①相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）に加えて、

②絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）等が導入された。

社会福祉法人の大規模化・協働化等に係る論点

1. 社会福祉法人の大規模化(多角経営、合併・事業譲渡等)・協働化について、どのように考えるか。

2. 社会福祉法人の本部機能を強化するためにはどのような方策があるか。

- 本部機能の強化には、どのような経営組織が必要か。
- 本部機能を強化するための環境整備としてどのようなことが必要か。

3. 社会福祉法人の合併・事業譲渡が進むようにするためにはどのような方策があるか。

- 合併・事業譲渡を進めるためには、どのような環境整備が必要か。
- 合併・事業譲渡を進める上で、留意すべき事項としてはどのようなものがあるか。

4. 社会福祉法人の協働化が幅広く行われるようにするためにはどのような方策があるか。

- 協働化によりどのような取組みが可能か。(人材研修、地域におけるサービス展開に有益な協働化等)
- 協働化を実施する体制として、どのような仕組みが必要か。(事業の選定、実施体制等)
- 協働化を実施するために、障害となることはあるか。
- 協働化が幅広く実施されるようにするためにどのような環境整備が必要か。

5. 資金調達の多様化についてどのように考えるか。